

## ⇩ 厚生年金基金の解散一時金

**Q** : 厚生年金基金の解散に伴う分配金が一時所得であるとする判決があったそうですが、どんな内容だったのですか？

**A** : この裁判は、「分配金の一部は退職所得」とする1審の控訴審ですが、判決では、一時所得であるとする判断が下されました。

### 【解説】

この裁判は、厚生年金基金の解散により支給された残余財産分配金について、退職所得とする納税者と一時所得であるとする課税当局との間で争われている事件で、地裁において下された分配金の「選択一時金」に当たる約6割は退職所得とする判断を不服として課税当局が控訴していたものです。

判決では、分配金が退職を原因として支払われたものではなく、また、将来の年金給付の総額に代えて支払われるものでもないことから、退職所得等に該当すると解することはできないとしたうえで、1審で退職所得に該当するとされた選択一時金についても、

- ① 分配金が選択一時金として支給することができる加算年金部分だけでなく、一時金として支給することができない基本年金のプラスアルファ部分等を含んだ基金の残余財産も原資としていること
- ② 分配額が選択一時金の計算ベースである受給権者等の給与額、勤務年数等に応じて計算されていないこと
- ③ 現在勤務している者に対しても分配を行っていることなどの理由から一時所得であると結論付けました。

